

2017年 月度 昆山会月例会の内容

■開催日時: 2017年 7月 12日(水)18:00~19:00

■開催場所: 麗景花園 日本料理「陣屋」 会議室 参加人数 名

■参加役員

| | | | | | | | |
|-------|---|-------|---|-------|---|----------|---|
| 高橋会長 | × | 梅田副会長 | ○ | 武田副会長 | ○ | 吉川副会長 | ○ |
| 福島副会長 | ○ | 伊丹幹事役 | × | 卞幹事役 | ○ | 井田幹事役 | ○ |
| 王幹事役 | × | 大島幹事役 | ○ | 中川幹事役 | ○ | 山本(親)幹事役 | ○ |
| 徳岡幹事役 | ○ | | | | | | |
| | | | | | | | |

高橋会長代理:川元氏 王幹事役代理:小妻氏

◇◇◇議事録◇◇◇

1)「第10回華東地域日商倶楽部懇談会」報告 (高橋会長出席)

日時:2017年6月26日(月) 15:00~17:30

場所:ジェットロ上海内 大会議室

主催:上海日本商工クラブ、ジェットロ上海事務所

参加者:在上海総領事館(部長他2名)、ジェットロ上海(部長他2名)、各地域商工倶楽部(17地域)

昆山日本人同郷会参加者:高橋

在上海日本国総領事館 総務・経済・政治部 村嶋部長

・外国人就労許可制度

「手続きに時間かかる」「高卒はビザがおりないケースも」

…試行期間中であり運用定まっていない。

・違法建築

進出当時登記をエージェントに任せていたら、実は登記されておらず、今になって立ち退きを命じられるケースが発生している。登記の確認が必要。

・2月在東京中国大使館が福島放射線注意喚起…風評被害対応

・3月消費者の日、日本放射線規制食品批判…日本食品が棚から消える状況もあった

・査証

会員企業が推薦する中国人は招聘状免除…悪用して招聘側が名義貸するケース発生している。

・日中国交正常化45周年

各種行事が開催される。

・中国経済

今年一杯、少なくとも秋(11月くらい?)の19回党大会まで経済は崩れることはないだろう。来年以降は、レバレッジ解消を進める中、市場金利の引き上げ・銀行資金調達のコストアップ・企業への貸出金利上昇というシナリオが、実体経済のブレーキになりえる可能性もある。

・他国商工クラブとの交流

上海には27の外国商工会があり、ネットワークを持っている。加盟にはある程度の審査がある。年2回(昨年までは年4回)の交流事業を実施。EUやアメリカは政策に対するしっかりとした意見提言を持っている。

事業環境委員会など委員会活動では、欧米企業の参加者はローカル中国人。議論も中国語か英語で行われるので、ローカルの中国人をうまく使うことが情報収集や対策検討の役に立つ。

・環境問題・消防関連など

各商工会でも懸案事項となっている。次回の華東地域懇談会では予め具体的テーマを予告して開催することも考える。

・次回日程(予定) 11月17日(金) 蘇州にて

以上

2)中国日本商会「第22回全国日本人交流会開催のご案内」

第22回全国日本人交流会開催のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

標記会合を下記のとおり開催いたしますので、何卒ご参加くださるようご案内いたします。

団体の組織運営や事業活動の展開について情報交換するとともに、大使館幹部の方々との交流を深めていただく絶好の機会ともなりますので、多くの地域の皆様にご参加賜りますようお願い申し上げます。

つきましては、貴団体からのご出欠をお伺いいたしますので、7月7日(金)までに別紙にて ご回答くださるようお願い申し上げます。 敬 具

記

1. 日 時: 2017年7月21日(金) 13:30~19:30

2. 会 場: [会議] 長富宮飯店(ホテル・ニューオータニ)

(北京市朝陽区建国門外大街甲26号 Tel:010-6512-5555)

[懇親パーティー] 大使公邸(移動にはチャーターバスをご用意いたします)

3. 主 催: 日本国大使館・中国日本商会・北京日本倶楽部

4. 日程:

(1) 会議(情報・意見交換会 13:30~16:45) * 終了時間はいずれも目安です。

<第1部> 13:30~15:30

参加団体自己紹介、大使館各部による情報共有(政治、経済、広報文化、領事関係)、各地の活動事例

<第2部> 15:40~16:45

一帯一路構想、就労ビザ制度等に関する講演
全体の質疑応答および総括

(2)懇親パーティー(18:00~19:30)大使公邸

5. 会費: 次の参加費を申し受けます。

[会議のみご出席] 100元/人

[会議・懇親パーティーともご出席] 300元/人

* お支払いは、会議受付時に承ります。

* 領収書は当商会発行の収据となります。

[お問合せ・連絡先] 中国日本商会事務局 塩谷、中山

(TEL:010-6513-0829 E-mail:shiotani@postbj.net)

■中国日本商会から上記の案内がありましたが、昆山会からは参加いたしません。

■中国日本商会から「中国経済と日本企業 2017年白書」が送付されてきました。閲覧希望の方は福島までご連絡願います。

3) 第 17 回日本人会ゴルフコンペ結果

去る7月2日(日)に昆山太陽島ゴルフクラブにて第17回昆山会ゴルフコンペが開催されました。蒸し暑い中でのプレーでしたが、心配された雷雨の予報がはずれ、好天に恵まれました。



次回の第18回日本人会ゴルフコンペは11月5日(日)の予定です。

4) 第29回日本人会総会進捗具合、スケジュールについて

■会場のスイスホテルにはすでに9月1日にて会場を予約しており、デポジット1万円を支払済みです。

■領事館サービスについても、すでに領事館担当者と打合せ済みです。

■今後のタイムスケジュール

- 6月8日(木) ホテルとの契約(済)
- 6月9日(金) 領事館サービスの依頼送信。(済)
- 6月14日(水) 6月度定例会にて総会開催概要を報告。(済)
- 7月12日(水) 7月度定例会において進捗具合を報告。
- 7月25日(火) 総会案内状をメールにて展開。来賓等の案内も展開する。
- 8月14日(月) 参加申し込み締め切り(名簿記載締め切り)
- 8月15日~16日 名簿編集作業
- 8月17日(土) 名簿原稿提出
- 8月24日(木) 名簿完成予定
- 8月24日(木) 昆山会臨時役員会(最終確認)
- 9月1日(金) 第28回日本人会総会

5) 蘇州地域の最低賃金改定について

7月1日から蘇州市圏の最低賃金が1820元から120元アップの1940元になっております。前から最低賃金の話が出ておりましたので連絡させていただきます。

蘇州市人力资源和社会保障局发布消息，从2017年7月1日起调整我市最低工资标准：苏州市区、张家港市、常熟市、太仓市、昆山市、吴江区月最低工资标准，与省一类地区同步上调120元，由原1820元/月调整为1940元/月；小时最低工资标准执行省一类地区标准，由原15.5元/小时调整为17元/小时。

■関連記事

<http://www.ddsb.cn/news/20170628/baoxian116002.html>

<http://sz.sina.com.cn/news/2017-06-25/detail-ifyhmttek7746605.shtml>

<http://www.jsszhrss.gov.cn/szwzweb/html/zcfg/zcfgk/27682.shtml>

6) 会員からの質問「パスポート更新時のビザ申請について」

当社の日本人出向者でパスポートを6月に更新した者がいるのですが、その際、添付ファイルのメモを総領事館からもらいました(記事下段に掲載)。「旅券更新後は、速やかに居留許可の切替えが必要です。」との記載があります。本人の居留許可期限は10月です。

当社の担当者から昆山市行政サービスセンターに確認させたところ、

- 居留許可の更新ができるのは期限の2カ月前からなので、8月にならないとできない。
- 居留許可の更新までは、新しいパスポートと現行の居留許可が貼ってある古いパスポートの2つを出せば出入国できる。

との回答(口頭)でした。当社の担当者によると以前からこの方法でやってもらい、不可だったことはないそうです。

上海総領事館へ電話して聞いたところ、

- 原則は居留許可を切替え、新しいパスポートに記載してもらう。
- 新旧のパスポートを持って行く話は過去に1度だけ聞いたことがあるが、それでうまくいったかの結果の話は聞いていない。

とのことでした。

当社も過去に新旧のパスポートの提示でできているのですが、根拠が口頭での回答のみの状態です。本人は今月末に日本に行くのですが、その際空港で「ダメ」と言われないか心配しております。昆山に会社があり同じような経験がある方がいらっしゃれば情報をいただきたいのですが、今週の定例会でお聞きいただくことは可能でしょうか。

お力をお借りしたく、よろしくお願いいたします。

▽質問会員が領事館からいただいたメモ

《新しい旅券受領後に必要な手続き》

1. 臨時宿泊登記書の更新
2. 外国人就業証の更新（管轄：中国労働局）
3. 新しい旅券に居留許可(ビザ)を取得

新たに受領した旅券に居留許可(ビザ)がない状態では、原則、中国から出国できません。旅券更新後は、速やかに居留許可の切替え(中国側の規則では、10日以内となっています。)が必要です。

居留許可(ビザ)更新の際、出入境管理局から「同一人物証明」「出生証明」「婚姻証明」等、証明書の提出を求められる場合があります。手続きの流れ・必要書類の詳細につきましては、事前に中国出入境管理局(上海021-2895-1900)へご確認ください。(中国出入境管理局・銀行・不動産関係等の旅券情報更新の際に、同一人物証明(新旧旅券が同一人物であることを証明するもの)等を求められる場合があります。)

《証明書が必要と言われた場合》

| | 必要書類 |
|--------|---|
| 同一人物証明 | 新・旧旅券 (1通125元) ※代理申請不可(未成年の場合でも本人申請が必要です。) |
| 婚姻証明 | 申請日から3ヶ月以内の戸籍謄本 夫婦の旅券 (1通70元) |
| 出生証明 | 戸籍謄本・本人及び両親の旅券 (1通70元) |

当館HPから上記証明書の事前仮申請も受け付けています。詳細につきましては、当館HP「窓口サービス(証明・届出のご案内)」(トップページ黄緑色のバナーをクリック)をご覧ください。 在上海日本国総領事館

※この点について、情報のお持ちの方がいらっしゃれば、事務局福島まで連絡願います。

■定例会参加会員からの情報

定例会参加会員の中で、同じような状態の方がいました。その方の報告は以下です。

6月25日にパスポートを更新し、ビザの期限は10月中旬だったそうで、領事館において上記のメモをいただき、ビザ申請代理店に相談したところ、早期のビザ切り替え申請は可能とのことで、現在申請し、後はパスポートが送付されるのを待っている状態だそうです。

上記の観点からすると、ビザ申請する代理店において対応が違うことが考えられます。一度違う代理店に相談してみてもいいでしょうか？

また、最近ではないですが、旧パスポートと現行パスポートの両方提示でイミグレーションは問題なかったとの連絡もありますが、最近の事情ではないので注意が必要です。

7) 在上海日本国総領事館「衆議院小選挙区の区割りが改定について」

一票の較差を可能な限り少なくするため、関連法令の改正により、衆議院小選挙区の区割りが改定されました。新しい小選挙区の区割りは、平成 29 年 7 月 16 日(法令施行日)以降に実施される衆議院総選挙から適用されます。貴方の日本での最終住所地(注 1)により、投票対象の小選挙区が変更となっている可能性がありますので、以下をご参照の上、十分御注意ください。

(注 1) 在外選挙人名簿登録申請時の国内最終住所地。本籍地の場合もあります。

1. 小選挙区の区割りが改定された 19 都道府県選挙区は次のとおりです。

詳細は総務省ホームページ関連部分(以下リンク)を御参照ください。

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/shu_kuwari/shu_kuwari_3.html

北海道 1 区, 2 区, 4 区, 6 区, 10 区, 12 区

青森県 1 区, 2 区, 3 区, 4 区

岩手県 1 区, 2 区, 3 区, 4 区

宮城県 1 区, 3 区, 4 区, 5 区, 6 区

福島県 3 区, 4 区

埼玉県 1 区, 2 区, 3 区, 5 区, 13 区, 15 区

千葉県 4 区, 13 区

東京都 1 区, 2 区, 3 区, 4 区, 5 区, 6 区, 7 区, 8 区, 10 区, 11 区, 12 区, 13 区, 14 区, 16 区, 17 区, 19 区, 21 区, 22 区, 23 区, 24 区, 25 区

神奈川県 7 区, 8 区, 9 区, 10 区, 13 区, 14 区, 16 区, 18 区

愛知県 6 区, 7 区, 12 区, 14 区

三重県 1 区, 2 区, 3 区, 4 区, 5 区

大阪府 1 区, 2 区, 4 区

兵庫県 2 区, 5 区, 6 区, 7 区

奈良県 1 区, 2 区, 3 区, 4 区

愛媛県 1 区, 2 区, 4 区

福岡県 2 区, 3 区, 5 区

長崎県 2 区, 3 区, 4 区

熊本県 1 区, 2 区, 3 区, 4 区, 5 区

鹿児島県 1 区, 2 区, 3 区, 4 区, 5 区

2. 在外選挙人証の再交付申請について

今回の改定により小選挙区が変更となった方は、御自身の在外選挙人名簿登録がない小選挙区の候補者に誤って投票し、投票が無効になるという事態(注 2)を避けるため、在外選挙人証に記載されている衆議院小選挙区の記載を訂正するために、在外選挙人証の再交付申請を行うことをおすすめします。(再交付申請をしなくても、有効な投票をすることは可能です。)

(注 2)例えば、御自身の在外選挙人証に記載されている小選挙区が「〇〇第 1 区」であり、今回の改定により「〇〇第 2 区」に変更となった場合、在外選挙人証の記載どおり「〇〇第 1 区」の候補者に投票すると、無効票になる。再交付申請手続きの詳細・申請書のダウンロードについては以下のリンク先御参照ください。

・当館手続き詳細：<http://www.shanghai.cn.emb-japan.go.jp/procedure/elect2b.html>

・再交付申請書ダウンロード:<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/pdfs/shinsei05.pdf>

その他ご不明な点がございましたら、以下までご連絡ください。

在上海日本国総領事館別館 在外選挙係

TEL021-5257-4766(内線 674)

8) その他、中国生活についての情報、質問事項

■公共交通カードについて

以前より、上海公共交通カードを利用して昆山市内のバス、上海市内の地下鉄を利用しています。

昆山市内のバス料金を上海交通カードで支払った場合、通常 2 元 → 1.2 元に値引きされておりました。しかし最近利用したら支払金額が 1.9 元になっており、驚きました。

思いつく理由は以下の 4 点ですが、みなさん情報お持ちでないでしょうか。

- ① 上海交通カードを使用しているから
- ② 料金が改訂されたから
- ③ 機械が壊れていたから
- ④ 私の耳がおかしいから

▽参加会員の意見、情報

※昆山カードでないと旧割引率はあてがわれない。(上海カードはダメ)

■飲食店の酒持ち込み料について

職場会をしていると、毎回白酒や自家製米酒を持ち込む社員がいます。いつもまったく意に介さず飲んでいるので「怒られたり、持ち込み料を取られることはないのか。」と聞いたら「中国では法律で持ち込み料を請求してはいけないことになっている。」
「持ち込み料を支払うのはその法律を知らない外国人だけだ。」と言われました。

本当にそのような法律があるのでしょうか。

▽参加会員の意見、情報

※本当にその法律はある。(消費者保護条例)

■春秋航空の期間限定キャンペーン

今週の定例会について、議題になるかわかりませんが一件提案させていただきます。
春秋航空が昨日から 7/15 までの期間限定でキャンペーンを行っています。

8,9,10 月のフライトが大幅値引きされます。

<https://pages.ch.com/jp/Activitiesall/intsale0709>

チケット代が、名古屋まで片道 999 円です。東京、茨木方面も 2,999 円からです。
私もある週末、最安値で購入できました。

上海浦東→高松

航空券金額 999 円

空港税 1,800 円

燃油サーチャージ 5,500 円

高松→上海浦東

航空券金額 999 円

空港税 0 円

燃油サーチャージ 1,500 円

合計 10,798 円

9) 新会員、新規駐在員及び帰国会員ご紹介

◆新規会員

▼報告なし

◇帰国会員

▽欧南芭電子配件(昆山)有限公司 宇賀 総経理

いつもお世話になります。私事ですが、6 月 16 日に帰任することになりました。

昆山在任中 4 年間お世話になりありがとうございました。

10) 在上海日本国総領事館発行「総領事館緊急メールマガジン」への登録の勧め

昆山日本人会において、領事館発行の「総領事館緊急メールマガジン」の取り扱いについて。
2010 年 6 月までは、この「総領事館緊急メールマガジン」が発行された場合、昆山日本人会会員へ
転送していましたが、7 月以降は月例会議事録には掲載いたしますが、都度の転送はいたしません。
非常に重要な情報もありますので、駐在員の方は「総領事館緊急メールマガジン」への登録をお勧め
めします。

◆総領事館緊急メールマガジン

配信御希望の方は下記 URL にアクセスし、登録をお願いします。

総領事館緊急メールマガジン登録ページ

http://www.mailmz.emb-japan.go.jp/cmd/shanghai_cn.html

11)各同好会・会員交流のお知らせ

■同好会の最近の活動状況

▽ゴルフ

今年の昆山日本人会ゴルフコンペは 3 月、7 月、11 月の年三回を予定しております。

次回は 11 月。案内は 9 月ごろに展開する予定です。

◆連絡先 多富電子(昆山)有限公司 梅田 広治

186-0626-9101

k-umeda@pub.ks.js.cn

▽ソフトボール

4 月より江蘇省リーグが開幕。蘇州 3 チーム、無錫、昆山、各 1 チームの合計 5 チームでリーグ戦を行っています。

江蘇省リーグ以外も、月に 1~2 回程度練習等を昆山で行っております。会社内で興味がある方がおられましたら紹介をよろしく申し上げます。

・練習場所:未定

・練習日時:日曜日(不定期開催、月3回程度)午前9時~午後12時

・参加費:飛び入り参加の場合は 1 回 40 元。会員登録の場合は年 1000 元の会費を徴収いたします。

◆連絡先 :阿久津 博 氏 昆山万基行貿易有限公司

159-9563-8470

h-akutsu@muraki.com まで 事前確認下さい。

▽テニス

毎週練習していますので興味ある方はぜひ覗いてみてください。

場所:陽光世紀花園内テニスコート(長江北路 大型スーパー易初愛蓮(ロータス)の対面南側)

・木曜日 ナイター(18:00~21:00)

・土曜日 13:00~17:00

・日曜日 13:00~17:00

・参加費:参加毎に40元を徴収いたします。

◆連絡先 衣川 進氏

kinugawa@nfnf.cn まで事前確認してください。

▽サイクリングクラブ

昆山日本人会自転車クラブでは仲間を募集しています。のんびりと童心にかえて自転車散歩してみませんか？ きっと新しい発見があるはずです。自転車もママチャリで大丈夫。入会金・会費等は無料です。毎月2回(第一土曜日、第三日曜日) 60km程度のツーリングを予定しています。興味がある方はメールを下さい。のんびりとお待ちしております。ご興味のある方は下記連絡先にお問い合わせください。

◆連絡先 河合 勝氏 135-1163-0754 kawai@cci-ks.com

▽昆山会 OB 会、OG 会

昆山に駐在経験があり、現在は日本に戻られた OB、OG のメンバー(関東方面)が日本で懇親会を開催しています。ご興味のある方はご連絡ください。

◆連絡先 関東支部まとめ役 大沢氏 t-osawa7-7@ezweb.ne.jp

▽フットサル同好会

基本的に毎週土曜日か日曜日に練習、試合等を実施。参加申し込み、お問い合わせ下記連絡先へお願いします。

◆連絡先 池山 誠広 氏 186-2625-0309 tofu-ikeyama@kstf163.com

▽女性の集い

昆山在住の日本人女性も少なくなり、約 20 名程度です。月一回(毎月第二水曜日)日本人どうしで集まり情報交換をしております。また、中国、台湾の女性も参加する集まりも不定期で開催しております。

◆連絡先 徐 奈緒子 torazou21@hotmail.com 黒田 桂子 kuroda-ks@hotmail.com

▽釣り同好会

月に一度、月例会を行っています。活動場所: 昆山、蘇州、上海近辺。活動時期: 3 月～11 月。詳しくは下記連絡先にお問い合わせください。

◆連絡先 赤崎 恒太郎 k_hashiretoto@yahoo.co.jp

▽昆山ミュージックフレンズ

フォークソングからハードロックまで、アマチュアバンドを組んで音楽を楽しみませんか？ 未経験者、聴くだけの参加も大歓迎です。勿論、国籍、年齢、性別は問いません。

上海、蘇州で開催されている日系バンドのライブ情報なども発信しています。

◆連絡先 真鍋 tmanabeg@gmail.com

▽ラジコン同好会

現在は数名のメンバーですが、少数でも楽しい集まりにしたいと思います。ラジコンを通じて交流を深めましょう。

◆連絡先 徳岡 潔 kiyoshitokuoka@humanpool.com.cn

▽昆山日本人会ブログ

中国の閲覧規制のかかってしまった、当会サイトでしたが、新しく立ち上げました。会員同士の情報収集、意見交換等にお役立てください。

■昆山会のブログ等のサイト

Blog <http://kja.seesaa.net/>

12) 次回定例会のお知らせ

次回定例会(8月度)

日時: 2017年 8月 9日(水)第二水曜日 18:00~

場所: 麗景花園 日本料理「陣屋」 会議室

昆山市前進中路 48 号麗景花園

TEL0512-5731-7149

■2017 年司会進行役一覧表

| | | | |
|----------|----------|-----------|----------|
| 1 月司会進行役 | 山本(親)幹事役 | 7 月司会進行役 | 卞幹事役 |
| 2 月司会進行役 | 高橋会長 | 8 月司会進行役 | 中川幹事役 |
| 3 月司会進行役 | 井田幹事役 | 9 月司会進行役 | 大島幹事役 |
| 4 月司会進行役 | 福島副会長 | 10 月司会進行役 | 山本(親)幹事役 |
| 5 月司会進行役 | 福島副会長 | 11 月司会進行役 | 徳岡幹事役 |
| 6 月司会進行役 | 梅田副会長 | 12 月司会進行役 | 吉川副会長 |

■昆山日本人会新規会員登録について

2017 年 4 月から諸般の事情で、昆山地域以外に会社がある方、またはお住まいの方以外の新規会員登録は、新たな制限を設けることになりました。

役員の推薦のある方、または定例会に 3 回以上参加されてからの入会案内になります

また、昆山会の活動に積極的に参加される意向がある方。名簿等を使い、闇雲に営業活動をしないと約束できる方。のみの登録となりますのでご理解ください。

いずれも最近営業目当ての入会申し込みが多く、上記のような対応を取らせていただいております。ご了承ください。

編集 : 昆山日本人会事務局 福島 幸治

MB 139-1574-9233

E-mail fwgh4006@gmail.com

本資料に掲載されている写真、記事等を複製、販売、出版、配布及び変更を加えて表示することを禁じます。コンテンツの複製等をご希望の方は昆山日本人事務局までご連絡ください。
